

201235023A

平成24年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と
薬物依存症者に関する制度的社会資源の
現状と課題に関する研究

(H23-医薬-一般-014)

研究報告書

(総括研究報告書＋分担研究報告書)

平成25年(2013年)3月

研究代表者：和田 清
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所
薬物依存研究部長

目 次

I. 総括研究報告書	和田 清 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所) ……	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究		
1-1: 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2012年) ……	和田 清 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)	17
1-2: 薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究 ……	嶋根卓也 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)	85
1-3: 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 ……	松本俊彦 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)	111
1-4: 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究 ……	庄司正実 (目白大学 人間学部)	145
1-5: 監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物乱用・依存の実態把握に関する研究 ……	福永龍繁 (東京都監察医務院)	171
II-2. 薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究		
2-1: 薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度的重なりに関する研究(2) ……	宮永 耕 (東海大学 健康科学部社会福祉学科)	177
2-2: 薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究—地域格差の視点も含めて— ……	山口みほ (日本福祉大学社会福祉学部)	189
2-3: 薬物依存症者を持つ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究 ……	近藤あゆみ (新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科)	197
2-4: 司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究 ……	松本俊彦 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所)	221
III: 研究成果の刊行に関する一覧表 ……		231
IV: 研究成果の刊行物・別刷り ……		別添
研究成果報告会プログラム ……		233

総括研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社会資源の
現状と課題に関する研究
(H23-医薬-一般-014)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存等の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題についての研究と、再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究を行った。

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】

■研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2012年）：わが国の中学生における薬物乱用の広がり把握し、薬物乱用の危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2012年10月中（一部11～12月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国235校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。有効回答は、124校（対象校235校の52.8%）、54,486人（対象校の全生徒想定数の46.6%）であった。①有機溶剤の生涯経験率（これまでに1回でも経験したことの割合）は、男子で0.6%（1年生0.6%、2年生0.6%、3年生0.8%）、女子で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.5%）であり、全体では0.5%（1年生0.4%、2年生0.5%、3年生0.6%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。以上により、有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱まっている。②有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。③中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。④有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。⑤大麻の生涯経験率は、男子では0.3%（1年生0.3%、2年生0.2%、3年生0.4%）であり、女子では0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であった。全体では0.2%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.4%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。⑥覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.3%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.4%）で、女子では0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であり、全体では0.2%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.3%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。⑦「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で0.3%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.5%）、女子で0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であり、全体では0.2%（1年生0.1%、2年生0.2%、3年生0.4%）であった。⑧有機溶剤乱用経験者群の20.5%（男子18.6%、女子23.3%）の者に大麻乱用の経験があり、19.1%（男子18.1%、女子19.4%）の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。喫煙経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係、「シンナー遊び」経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係は、それぞれ、喫煙経験と「シンナー遊び」との関係、「シンナー遊び」経験と大麻ないしは覚せい剤乱用との関係とほとんど同じ結

果であった。驚くべきことに、「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0%（男子 59.7%、女子 63.6%）であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3%（男子 59.7%、女子 70.5%）にも上った。従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきた。しかし、以上の結果は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであった。

⑩中学生の薬物乱用問題は、有機溶剤問題から「脱法ドラッグ」問題に変わってきている可能性がある。

■研究 1-2：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究：OTC薬の乱用実態把握のために、大手チェーンドラッグストア S 社に勤務する薬剤師を対象とするインターネット調査を実施し、1108 名（平均 35.8 歳）より回答を得た（回収率 67.5%）。

① 対象者のうち 692 名（58.6%）が OTC 薬の大量・頻回購入者への対応経験を有していた。

②大量・頻回購入者が買い求めた OTC 薬は多種多様であるが、ブロン®、トニン®といった咳止め薬、ナロン®、セデス®といった鎮痛薬、市販の鎮静薬であるウット®のように、精神科臨床で繰り返し報告されている OTC 薬もみられる一方で、新小児用ジキニンシロップ®やネオシーダー®が大量・頻回購入の対象となっていることが明らかになった。

③また、薬物乱用・依存に関する卒後研修や、薬学部における薬物乱用・依存教育を今後充実させることで、薬剤師の大量・頻回購入者に対する対応力の質を向上させる得る可能性が示唆された。

■研究 1-3：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：全国の有床精神科医療施設 1609 施設を対象に、2012 年 9～10 月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する調査を実施した。70.6%の施設から協力が得られ、全国で 1,161 症例の薬物関連障害患者が報告された。このうち、重要な情報の欠損がなかった 848 症例を分析の対象とした。また、今回の調査では、「脱法ドラッグ」を一連の本調査では初めて調査対象薬物として加えた。

①薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤（63.3%）、有機溶剤（42.2%）、大麻（41.3%）、睡眠薬（39.7%）、抗不安薬（31.0%）、脱法ドラッグ（27.5%）であり、2010 年調査に比べて大麻の使用経験率が顕著に上昇していた。

②主たる（原因）薬物としての割合は、多い順に覚せい剤（42.0%）、脱法ドラッグ（16.3%）、睡眠薬・抗不安薬（15.1%）、有機溶剤（7.7%）であった。前回調査に比べて覚せい剤の割合が減じ、今回新たに新設されたカテゴリーである脱法ドラッグが、第 2 位を占めていた。

③脱法ドラッグ関連障害患者は、他の薬物関連障害患者に比べて著しく若年の男性が多く、脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性が推測された。

④また、対象の 6 割あまりの者に大麻の使用経験が見られたこと、脱法ドラッグ群では、「依存症候群」と「精神病性障害」を呈して精神医学的治療を受けていたこと、対象の 23.4%に気分障害の併存が認められたことなどが特徴的であった。

■研究 1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、973 人（男性 686 人、女性 287 人）であった。

①有機溶剤乱用者数は男 31 人（4.5%）女性 61 人（21.3%）、大麻乱用者数は男性 14 人（2.0%）女性 20 人（7.0%）、覚せい剤乱用者数は男性 5 人（0.7%）女性 13 人（4.5%）、ブタン乱用者数男性 69 人（10.1%）女性 47 人（16.4%）であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性 31 人（4.5%）女性 45 人（15.7%）、ブロン（咳止め液）乱用が男性 16 人（2.3%）女性 27 人（4.2%）に認められた。また今回新たに調査対象薬物とした「脱法ハーブ」は、男女それぞれ 25 人（3.6%）および 23 人（8.0%）に認められた。

②入所非行児の非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

■研究 1-5 監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究：2011 年の東京都監察医務院における行政解剖例からの薬毒物検査結果を調査した。

①薬毒物検出状況によると 2011 年に検出した医薬品等は 2010 年より増加し、946 件であった。

②検出医薬品等の詳細は、a) 睡眠剤 343 件、b) 抗てんかん剤 97 件、c) 精神神経用剤 325 件、d) 解熱鎮痛消炎剤 37 件、e) その他薬物 135 件、f) アルカロイド 9 件、であった。また、覚醒剤等はメタンフェタミン

14件、アフェタミン13件であった。③「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例を1例経験した。④薬物乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度の全国的展開の必要性が示唆された。

【研究2 薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究】

■研究 2-1：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究：障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案などが現場でどのような問題となって表れているのか、数ヶ所のダルク等のヒアリング調査を通して検討した。①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められたが、実際には多様な可能性が模索されていた。②生活保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少なかった。③薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与え得るが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存症者の支援において機能する可能性がある。④社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理以外に、12ステップ・プログラムの日常実践に加えて、援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語（言葉）・概念等に関する知識とそれを操作する技能が求められていることが示唆された。

■研究 2-2：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究—地域格差の視点も含めて—：①精神障害者福祉手帳（以下、「手帳」と略）取得に関しては、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには、多くのメニューが存在すると同時に、地域格差もかなりあることが確認された。②薬物依存症者にとっては、現状の手帳の判定基準は全国一律であるはずであるが、解釈の自治体による相違によって、手帳取得の困難性に地域差が生じている事実があると同時に、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

■研究 2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究：研究分担者らが開発した家族心理教育プログラムについて、その理解度及び有効性について、昨年度の家族会での結果と今年度の医療保健機関利用家族との比較を行った。①家族会と比較して、医療保健機関利用家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示唆された。②本プログラムの内容が、様々な状況におかれている家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の評価が得られた。③今年度は、平成22年度に作成した4種類の教材に加えて、更に4種類（それぞれ、「家族向け教材」と「ファシリテーター用マニュアル」の2冊ずつ）の新たな教材を作成した④本家族心理教育プログラムの行政的均てん化が、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になることが示唆された。

■研究 2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究：麻薬取締官による執行猶予付き・保護観察なしの初犯薬物事犯者に対する自習ワークブック『SMARPP-Jr.』提供再乱用防止プログラムは、対象者の問題意識や治療意欲の深まりを伴った薬物渴望に対する対処スキルの向上に、一定の効果と実施可能性があることが判明した。

【結論】若年者の薬物乱用経験率は確実に減少しているが、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。また、「脱法ドラッグ」が今後の薬物乱用状況の鍵となる可能性があることが示唆された。再乱用防止には、薬物依存症者に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツール、及び、家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている再乱用防止および薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

研究分担者	
和田 清	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
嶋根卓也	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長
松本俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
宮永 耕	東海大学 健康科学部 社会福祉学科 准教授
山口みほ	日本福祉大学 社会福祉学部 准教授
近藤あゆみ	新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5か年戦略」（平成10年5月）、「薬物乱用防止新五か年戦略」（平成15年7月）、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月）が策定され、その後、平成22年7月には「薬物乱用防止戦略加速化プラン」も打ち出されて今日に至っているが、1995年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に17年以上が経っており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等で始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるように、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題。日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008）。しかも、2011年下半期から急激に広がった「脱法ドラッグ」乱

用問題は、一大社会問題化しており、今後の動向が気になるところである（和田 清ら：脱法ハーブを含む「脱法ドラッグ」乱用とその実態。精神科 22(1): 26-32, 2013.）。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性和、その実態に見合った対策立案の必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こしの性質があり、困難を極める。2011年度～2012年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みた。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（2ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）、⑤生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医務院での調査、⑥薬剤師を情報源とした医薬品乱用の実態調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2011年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、2012年度は②～⑥に重点を置いた。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が59.2%（2011年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、DARC（ダルク）を中心とする民間回復支援施設があるのみである。このような再乱用防止面での著しい立ち後れの原因として、当研究者らは、これまでの厚生労働科学研究の成果として、薬物依存症に対する「犯罪・司法モデル」一辺倒の対応の限界と、「医療モデル」「福祉モデル」としての制度的社会資源の不足・欠落を指摘してきた。

そこで、今回の2年間での研究では、現行の保健・社会福祉制度等、制度的社会資源の運用実態

とその問題点の明確化を図るとともに、分担研究者らが開発した司法関連施設での少年用薬物乱用防止教育ツールの介入効果判定と薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発・有効性評価を行うことにした。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究1-1：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2012年） 通称：全国中学生調査（2012年）

研究分担者 和田 清
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がり把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2012年10月中（一部11～12月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国235校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、124校（対象校の52.8%）より、54,733人（対象校235校の全生徒想定数の46.8%）の回答を得た。有効回答数は54,486人（対象校235校の全生徒想定数の46.6%）であった。① 有機溶剤の生涯経験率（これまでに1回でも経験したことの割合）は、男子で0.6%（1年生0.6%、2年生0.6%、3年生0.8%）、女子で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.5%）であり、全体では0.5%（1年生0.4%、2年生0.5%、3年生0.6%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。以上により、有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱まっている。② 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強い

ことが再確認された。その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。③ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじみず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。④ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。⑤ 有機溶剤乱用による健康への害知識の周知率は調査年毎に上昇していたが、2006年をピークに、周知度が減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。⑥ 大麻の生涯経験率は、男子では0.3%（1年生0.3%、2年生0.2%、3年生0.4%）であり、女子では0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であった。全体では0.2%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.4%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。覚せい剤の生涯経験率は、男子では0.3%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.4%）で、女子では0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であり、全体では0.2%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.3%）であった。この結果は、男女及び全体で、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。⑦ 「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で0.3%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.5%）、女子で0.2%（1年生0.1%、2年生0.1%、3年生0.3%）であり、全体では0.2%（1年生0.1%、2年生0.2%、3年生0.4%）であった。⑧ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、経年的に増加傾向にあったが、2012年調査では激減傾向を示した。薬物乱用防止教育の行われ方に疑義を抱かざるを得ない結果であった。⑨ 大麻、覚せい剤の入手可能性は微減した。ただし、大麻入手可能群の割合は、「シンナー遊び」未経験者群では、男子で13.1%、女子で11.7%であるのに対して、経験者群では、男子で35.6%、女子で43.6%と明らかに異なっていた（ $p<0.01$ ）。このことは覚せい剤の入手可能性についても同じであり、覚せい剤入手可能群の割合は、「シンナー遊び」未経験者群では、男子で12.7%、女子で11.9%

であるのに対して、経験者群では、男性で 30.5%、女性で 44.6%となっていた ($p < 0.01$)。これらの結果は、わが国の中学生にとって、有機溶剤を乱用すると言うことは、大麻、覚せい剤が身近なものになるという特徴を如実に示している。「脱法ドラッグ」の入手可能性は、入手可能とした者は、男子で 16.7%、女子で 14.5%、全体で 15.6%であった。⑩ 薬物の乱用経験率には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については全体の約 5%の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は 1.2%に過ぎず、大麻では 0.7%であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりはるかに高いことを物語っている。⑪ 有機溶剤乱用経験者群の 20.5% (男子 18.6%、女子 23.3%) の者に大麻乱用の経験があり、19.1% (男子 18.1%、女子 19.4%) の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。喫煙経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係、「シンナー遊び」経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係は、それぞれ、喫煙経験と「シンナー遊び」との関係、「シンナー遊び」経験と大麻ないしは覚せい剤乱用との関係とほとんど同じ結果であった。驚くべきことは、「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻、覚せい剤乱用経験の高さである。「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0% (男子 59.7%、女子 63.6%) であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3% (男子 59.7%、女子 70.5%) にも上った。従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきた。しかし、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものである。ただし、今回のこの結果は、初めての調査結果であり、トレンドを見ることができないため、断定はできない。しかし、それにしても、「脱法ドラッグ」乱用経験と大麻、覚せい剤乱用との関係の強さは恐怖すら覚える結果であった。⑫ 以

上により、中学生の薬物乱用問題は、有機溶剤問題から「脱法ドラッグ」問題に変わってきている可能性がある。薬物乱用防止教育の実施状況の再確認とともに、内容を再検討する時期に来ている。

研究 1-2：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究

研究分担者 嶋根卓也
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長

OTC 薬の大量・頻回購入者を医薬品乱用・依存のハイリスク層と位置づけ、ドラッグストアに勤務する薬剤師を、OTC 薬の乱用・依存の実態把握をする上での情報源になり得ると位置づけた上で、大手チェーンドラッグストア S 社に勤務する薬剤師を対象とするイントラネット調査を実施し、1108 名 (平均 35.8 歳) より回答を得た (回収率 67.5%)。

① 対象者のうち 692 名 (58.6%) が OTC 薬の大量・頻回購入者への対応経験を有していた。大量・頻回購入者への対応経験を有する 692 名のうち、261 名 (37.7%) は過去 1 年間においても大量・頻回購入者への対応経験があった。

② 大量・頻回購入者が買い求めた OTC 薬は多種多様であった。ブロン®、トニン®といった咳止め薬、ナロン®、セデス®といった鎮痛薬、市販の鎮静薬であるウット®のように、精神科臨床で繰り返し報告されている OTC 薬もみられる一方で、新小児用ジキニンシロップ®やネオシーダー®が大量・頻回購入の対象となっていることが明らかになった。

③ 大量・頻回購入者に対応した薬剤師の 88.0% が「声かけ」を、81.4%が「使用目的の確認」まで踏み込んで実施していることが示された。また、大量・頻回購入者への対応後に、85.4%が「店内で情報共有」、76.3%が「上司への相談」を実施していた。大量・頻回購入エピソードが発生した場合は、情報を店舗内で共有し、対策を講じるという連携が上手く取れていることが示唆された。

④ 多変量解析の結果、薬物依存が疑われる患者との接客に対する自信と知識が高い薬剤師ほど、薬物乱用・依存に関する社外研修を受けている薬剤師ほど、「使用目的の確認」を行うことが明ら

かとなった。また、薬物依存が疑われる患者との接客に対する自信が高い薬剤師ほど、薬物依存に対する知識があり、地域の相談窓口を知っている薬剤師ほど、薬学部中に教育を受けた薬剤師ほど、大量・頻回購入に関して上司（管理薬剤師など）に相談していることが明らかとなった。

以上より、大手チェーンドラッグストアに勤務する薬剤師を情報源として、精神科臨床では報告されていないOTC薬が大量・頻回購入の対象となっている実態の一端を把握したとともに、薬物乱用・依存に関する卒後研修や、薬学部における薬物乱用・依存教育を今後充実させることで、薬剤師の大量・頻回購入者に対する対応力の質を向上させる得る可能性が示唆された。

研究 1-3: 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 通称：全国精神科病院調査（2012年）

研究分担者 松本俊彦
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
診断治療開発研究室長

わが国の精神科医療施設における薬物関連障害の実態を横断的、縦断的に把握するために、全国の有床精神科医療施設 1609 施設を対象に、2012年9～10月に通院もしくは入院したすべての薬物関連障害患者に関する情報を収集した。調査対象施設の 70.6%からの協力が得られ、全国で 1,161 症例の薬物関連障害患者が報告されたが、このうち、重要な情報の欠損がなかった 848 症例を分析の対象とした。また、今回の 2012年調査では、「脱法ドラッグ」を一連の本調査では初めて調査対象薬物として加えた。

各薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤（63.3%）、有機溶剤（42.2%）、大麻（41.3%）、睡眠薬（39.7%）、抗不安薬（31.0%）、脱法ドラッグ（27.5%）であり、2010年調査に比べて大麻の使用経験率が顕著に上昇していた。

主たる（原因）薬物としての割合は、多い順に覚せい剤（42.0%）、脱法ドラッグ（16.3%）、睡眠薬・抗不安薬（15.1%）、有機溶剤（7.7%）であった。前回調査に比べて覚せい剤の割合が減じ、今回新たに新設されたカテゴリーである脱法ドラッグが、第2位を占めていた。なお、M

DMA を主たる薬物とする者は、今回の調査では皆無であった。

脱法ドラッグ関連障害患者は、他の薬物関連障害患者に比べて著しく若年の男性が多かった。このことから、脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性が推測された。

また、臨床的特徴としては、①対象の6割あまりの者に大麻の使用経験が見られたこと、②脱法ドラッグ群では、「依存症候群」と「精神病性障害」を呈して精神医学的治療を受けていたこと、③対象の23.4%に気分障害の併存が認められたことなどがあげられる。

さらに、脱法ドラッグ関連障害患者が使用する商品の形状によって、脱法ハーブ単独群、パウダー・リキッド単独群、混合群に分類し、精神神経症状を比較したところ、脱法ハーブとパウダー・リキッドという形状の違いによって明らかに精神神経症状の違いは確認できず、両者を使用する混合群の場合には多彩な症状を呈する可能性が示唆されるにとどまった。

研究 1-4: 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究 通称：全国児童自立支援施設調査（2012年）

研究分担者 庄司正実
目白大学 人間社会学部 教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、973人（男性686人、女性287人）であった。調査により以下のような結果が得られた：

① 有機溶剤乱用者数は男31人（4.5%）女性61人（21.3%）、大麻乱用者数は男性14人（2.0%）女性20人（7.0%）、覚せい剤乱用者数は男性5人（0.7%）女性13人（4.5%）、ブタン乱用者数男性69人（10.1%）女性47人（16.4%）であった。その他、抗不安薬（安定剤）乱用が男性31人（4.5%）女性45人（15.7%）、ブロン（咳止め液）乱用が男性16人（2.3%）女性27人（4.2%）に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

② また今回新たに調査対象薬物とした「脱法ハ

ーブ」は、男女それぞれ25人(3.6%)および23人(8.0%)に認められた。

③ 1994年度からの薬物乱用頻度の変化は以下のとおりである。

有機溶剤乱用経験はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994年41.2%から2006年以降10%前後に減少し今回は4.5%となった。女性でも1994年59.6%から2006年以降30%となっていたが、今回さらに減少し21.6%となった。

覚せい剤乱用経験は男女とも2000年ころまでやや増加傾向にあったが、2002年以降減少傾向を示しており、男性は2006年以降1%以下で女性は2008年以降10%以下となった。

大麻乱用経験について、男性は4%から5%前後であったが2010年は1.9%今回2.0%となり、一方女性では1994年(22.0%)および1996年(19.0%)はやや高かったが1998年から14%から15%台であったが今回初めて7.0%と10%以下となった。

④ 有機溶剤乱用に対する態度の年代変化を検討したところ、1998年以降大きな変化は見られなかった。このことより近年の薬物乱用頻度の減少と児童の薬物乱用への態度はあまり関係がないと考えられた。一方、入所非行児の非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

⑤ 児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループである。今回の調査により児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなっていることを示している。今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

研究1-5: 監察医務院における異状死の検案・解剖例からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究

研究分担者 福永龍繁
東京都監察医務院 院長

2011年の東京都監察医務院における行政解剖例からの薬毒物検査結果を調査した。また、2012年の薬毒物検査結果を対象とし、一症例から複数の薬毒物が検出された例を多剤服用例として調査した。薬毒物検出状況によると2011年に検出した医薬品等は2010年より増加し、946件であった。また、医薬品等の詳細項目の検出件数においてもそれぞれ増加した。医薬品等の詳細は、a) 睡眠剤

343件、b) 抗てんかん剤97件、c) 精神神経用剤325件、d) 解熱鎮痛消炎剤37件、e) その他薬物135件、f) アルカロイド9件、であった。また、覚醒剤等はメタンフェタミン14件、アフェタミン13件であった。これらの検出件数を前年と比較すると1.1~1.5倍の間で増加した。多剤服用例は166件(男性85、女性81)であった。多剤服用例の平均検出薬毒物数は3.6であった。死亡の種類は、病死26%、その他及び不詳の外因28%であった。「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例を1例経験した。

今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

研究2-1: 薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究

研究分担者 宮永 耕
東海大学 健康科学部社会福祉学科
准教授

1980年代以降の歴史的経過からみれば、司法及び医療による施設内処遇の外側で、民間の自主的な自助活動として始まったDARC(Drug Addiction Rehabilitation Center: 以下、ダルク)を代表とする広義のリハビリテーションを目的とした回復援助施設は、1990年代に地域での精神障害者施策の一部に組み入れられることをきっかけに、地域作業所やグループホームといった形で補助金対象事業に順次編入された。その後、障害者自立支援制度の中ではサービス提供事業所(プロバイダ)の役割を負って運営されるようになってきた。

今年度は、昨年度に続き、障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案などの動向が現場でどのような問題となって表れているのか、数ヶ所のダルク等のスタッフに協力依頼し、ヒアリング調査を通して検討した。

①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められ、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態モデルが定まりつつも、実

際には多様な可能性が模索されている。②障害者自立支援制度の外側でサービス提供するダルク等は、制度内サービスに対して「オルタナティブ」として特徴あるプログラムによって展開し、より広い介入のバリエーションともなっていた。自立支援制度以外の行政施策との関わりも試行されつつあり、今後ダルク利用者のニーズに応じた連携のあり方も検討されていく必要がある。③生活保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少ない。④薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与え得るが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。⑤ダルク施設の増加が続く中、より多くの社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理や12ステップ・プログラムの日常的実践以外に、実務上必要な援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語（言葉）・概念等に関する知識とそれを操作する技能が重要なものとして求められることが理解された。

研究 2-2：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究—地域格差の視点も含めて—

研究分担者 山口みほ
日本福祉大学社会福祉学部 准教授

昨年度までの社会資源調査をふまえ、①薬物依存症者の回復支援に活用し得る制度的社会資源について、精神障害者福祉手帳（以下、「手帳」と略）取得を前提とするサービスを中心に、自治体の独自事業を含め具体的に把握すること、②手帳の判定基準の検討を軸に、制度の枠組みそのものや運用手続きに内包される「障壁」を明らかにすること、の2点を目的として調査を行った。

①については、HPやパンフレットの情報から15の政令指定都市の障害者福祉サービスを把握し、医療費助成と交通機関利用料金助成についてまとめた。②については、協力の得られた3市の担当者から手帳の判定基準の解釈と運用について

ヒヤリングを行った。

その結果、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには多くのメニューが存在すると同時に地域格差もかなりあること、また、薬物依存症者にとっては現状の手帳の判定基準の解釈の自治体による相違によって手帳取得の困難性に地域差が生じていることが考えられる一方、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

研究 2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ
新潟医療福祉大学
社会福祉学部社会福祉学科 准教授

医療保健機関利用者を対象に家族心理教育プログラムを実施し、その理解度及び有効性等を検討するためのアンケート調査を実施し、前年度の家族会調査の結果と比較した。対象は、多摩総合精神保健福祉センター（延べ人数57名）、中部精神保健福祉センター（延べ人数42名）、静岡市こころの健康センター（延べ人数16名）、群馬県こころの健康センター（延べ人数12名）、岡山県精神科医療センター（延べ人数62名）の家族教室参加者である。

①家族と本人の現状について、関係機関と家族会ではいくつかの相違点があった。関係機関を利用する家族の平均年齢（58.1歳）は、家族会（61.0歳）と比較すると、有意に若かった。また、関係機関を利用する家族が薬物問題に気がついた時期は、平均5.8年前であり、家族会の9.9年と比較すると有意に短かった。それに関連して、関係機関を継続的に利用するようになった時期についても、関係機関利用者では平均2.4年前であり、家族会（5.8年前）と比較すると有意に短かった。②家族と本人の関係性については、関係機関では「一緒に暮らしている」（49.2%）が最も多かったのに対し、家族会では「離れて暮らしておりあまり連絡を取り合わない」（35.0%）が最も多いなど違いが認められた。③現在の本人の生活状況については、関係機関では「家族と同居」（49.2%）が最も多く、次が「一人暮らし」（18.0%）であるのに対し、家族会では「一人暮らし」（25.1%）、「家

族と同居」(21.8%)、「リハビリ施設に入所」(21.5%)などが多く、それぞれの割合には有意の差が認められた。④現在の本人の薬物問題の状況についても、「一定期間薬物をやめることができている」の割合が関係機関では34.4%であるのに対し、家族会では57.1%であること、また、関係機関における「たびたび薬物を使用しており、状態は良くなっていない」(18.5%)の割合が家族会(2.6%)と比較して高いことなど、それぞれの割合には有意の差が認められた。⑤GHQ28の平均得点については、「身体的症状」、「不安と不眠」、「社会的障害」、「うつ傾向」、「合計得点」の全てに有意の差が認められ、関係機関の家族の精神健康は、家族会参加者と比べて低かった。⑥依存症家族対処スキル尺度の平均得点を比較した結果、「本人が薬物をどうしてなかなかやめられないか説明できる」、「本人の回復を落ち着いて待つことができる」、「本人なりに人生をきりひらいていくことができると信じられる」及び「合計」に有意の差の傾向が認められ、家族会参加者の方が対処スキルが高い傾向にあった。⑦以上の結果から、家族会と比較して、関係機関の家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、それに関連して、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いものと思われる。このような状況にありながら、多くの家族は本人とともに生活しており、そのことが家族の精神健康に悪影響を及ぼしている可能性が高い。⑧家族心理教育プログラムに関する主観的理解度については、「ある程度理解できた」と「かなり理解できた」で約9割を占めており、家族会と同様の結果であった。⑨有効性については、「ある程度役に立つ」、「かなり役に立つ」、「非常に役に立つ」で9割を超えており、家族会と同様の結果であった。⑩上記の結果から、本プログラムの内容が家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の結果が得られた。⑪次に、本人の現在の状況と家族のプログラムに関する主観的理解度との関係性について検討したところ、4種類の教材全てについて関連は認められず、本人の現在の状況によって、家族の理解度は異ならないことが示された。有効性についても同様の結果が得られ、本人の現在の状況によって、家族のプログラムに対する有効性評価は異ならないことが示された。⑫上記の結果から、本プログ

ラムの内容は特に対象を選ばず、様々な状況の家族に対して、一定の理解度及び有効性が得られるものと思われる。⑬今年度は、平成22年度に作成した4種類の教材に加えて、更に4種類の新たな教材(それぞれ、「家族向け教材」と「ファシリテーター用マニュアル」の2冊ずつ)を作成した。今後も教材を充実させ、多様な家族のニーズに応えることができる包括的なプログラムの開発を目指したい。

研究2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究

研究分担者 松本俊彦
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
室長

薬事法関連犯罪によって保護観察なしの執行猶予判決がなされた薬物乱用者36名に対して、麻薬取締官が自習ワークブック『SMARPP-Jr.』を用いた再乱用防止プログラムを提供し、その介入前後における評価尺度上の変化を検討するとともに、その難易度と有用性に関する評価を行った。

自習ワークブックによる介入により、薬物依存に対する自己効力感スケールの総得点および全下位因子の有意な上昇と、SOCRATES-8Dの下位因子の一つ、「実行」の有意な得点上昇が認められた。また、対象者の7割弱が自習ワークブックの難易度を適切と捉え、8割弱がその有用性を認識していた。

麻薬取締官を介した自習ワークブックによる再乱用防止プログラムには、問題意識や治療意欲の深まりを伴った、薬物渴望に対する対処スキルの向上に資する一定の効果と意義、ならびに実施可能性があることが示唆された。

(倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

C. 考察

研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究」を加えた。

本年度は上記の②の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の疫学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justice 主催による国際セミナーに、2011年には台湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては

問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、2006年調査では66.3%、2008年調査では62.7%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率があがったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていることと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。2010年調査では、63.0%と、かろうじて経年的低下を免れたが、今回の2012年調査では52.8%であり、1996年に開始した本調査では最低を記録した。その理由は不明ではあるが、平成23年10月に起きた「いじめを受けた大津市の中学生の自殺」（警察庁）に端を発した「いじめ」問題に、教育現場では対応に追われたための可能性はある。しかし、依存性薬物の健康に及ぼす害知識の周知率も低下傾向も認められており、教育現場での薬物乱用防止教育に対する「関心の低下」が危惧されるところである。今後は、何とか60%は維持していきたいところである。

「全国精神科病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を採用している。「全国精神科病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いていた。2002年度調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、2006年調査では56.7%を確保できた。しかし、2008年調査では48.4%と50%を切ってしまった。ただし、785施設中86.2%（全国の1,622施設中では41.7%）が「該当症例なし」と言う結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるきらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2009年6月30日時点での全国精神科病院病名別在院患者数（「精神保健福祉資料」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、（独）国立精神・神経医療研究

センター精神保健研究所)を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約12%がわずかに4病院で占められている現実があり(1636施設中のわずかに4施設である)、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な医療体制の現状が明らかである。2010年調査からは、分担研究者による回収への努力強化が行われ、2010年調査では全国の1,612施設中63.3%から回答を得、2012年調査では全国の1,609施設中70.6%から回答を得ている。しかし、2012年調査でも、「該当症例なし」の施設は全体の56.6%にも及んでおり、ここでも、薬物関連精神障害患者を診ている施設の偏在ぶりは明かである。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994年で1339人、1996年で1194人、1998年で1315人、2000年で1327人と、1200人から1300人前後で一定していたが、2002年では851人と減少した。2004年調査では、質問項目数を少なくし回収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は1230人となり、2002年より前のレベルに戻すことができた。しかし、2006年調査では986人と後退してしまった。2008年調査では1,289人、2010年調査では1064人と再び増加したものの、2012年調査では、再び973人と減少してしまった。そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず(「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが)、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言うことを実感せざるを得ない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能なならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当研究代表者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に継続を断念せざるを得なかった。そこで、2007年から、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した死体検案例における薬物検出の実態調査を行うことにした。

今回の監察医務院調査の結果は、①2012年の解剖件数は2011年より11%減少したにも関わらず、検出薬物の件数はわずかな減少しかなかったことと、②メタンフェタミンが14件、アンフェタミンが13件求められると同時に、「脱法ハーブ」の使用が推定される例が1例あったことである。ただ

し、現在のわが国では、「脱法ドラッグ」の成分特定をできる施設は、全国に数カ所もなく、この問題をどう解決してゆくかが大きな課題である。同時に、監察医制度のような死因究明制度の普及が必要である。

「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握」調査は、2011年から開始した「新しい」調査である。この調査は、まだまだ全国規模には拡大できないが、どのようなOTCが大量・頻回購入の対象となっているかを示唆する唯一の調査でもあり、今後、どう「育てるか」を検討してゆく必要がある。

3. 「脱法ドラッグ」について

2011年下半期に、一気に社会問題化した「脱法ドラッグ」乱用問題は、今日最大の薬物問題である。わが国にとって、今回の「脱法ドラッグ」問題は、3回目の流行である(和田 清ら:脱法ハーブを含む「脱法ドラッグ」乱用とその実態. 精神科 22(1): 26-32, 2013.)。

当研究代表者らは、第1回の「脱法ドラッグ」乱用期の主役であった「マジック・マッシュルーム」について、2001年、2003年、2005年の全国住民調査において、「マジック・マッシュルームが毒キノコであること知っていましたか?」と言う設問を「警告」を込めて設け、害の周知度を調べた。その結果、「知っている」と答えた者の割合は、2001年調査で25%、2003年調査で29%、2005年調査で26%と決して高いものではなかったが、2002年にこの種のキノコ自体が「麻薬原料植物」に指定されることによって、事実上、その問題の解決をみた事実がある。

また、5-Meo-DIPTに象徴される2回目の「脱法ドラッグ」流行期の2007年の全国住民調査では、34種の「脱法ドラッグ」名を挙げて、「聞いたことのある薬物があったら、○をしてください。」との設問で、その呼称の周知度を調べたことがある。しかし、その結果は、「ラッシュ」が46%、「ケタミン」が36%、「メチロン」が8%と突出して高く、それ以外の31種の周知度は、高いものでも4%で、ほとんどのものが1%以下であった。結果的に、2007年の薬事法改正による「指定薬物」導入により、当時の「脱法ドラッグ」問題は、それ以降、事実上、社会問題としては消えてしまっていた。

ところが、2011年下半期に、一気に社会問題化したのが、「脱法ハーブ」を中心とする今日の「脱法ドラッグ」問題である。そのため、今回の当研究では、全国中学生調査、全国精神科病院調査、全国児童自立支援施設調査で「脱法ドラッグ」について調べた。

その結果、全国中学生調査では、①「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0%であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3%にも上ること、②従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであるという結果であった。

また、全国精神科病院調査では、主たる(原因)薬物としての割合で、「脱法ドラッグ」(16.3%)が、睡眠薬・抗不安薬(15.1%)を上回って、覚せい剤(42.0%)について第2位であることが明らかになった。

さらに、全国児童自立支援施設調査では、「脱法ハーブ」乱用経験率は4.9%に上がることが判明した。しかも、監察医務院調査でも「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例1例が確認されている。

今回の「脱法ドラッグ」問題は、過去2回の流行とは規模的に社会全体を巻き込んだ深刻なものであり、本年度の本調査の最大のトピックスであることは間違いない。この流行は、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」(和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題、日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008)の、これまでにない最大の現れである。

今後の動向をみながら、対策を検討していく必要がある。

研究2 薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ!ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。

しかし、本研究代表者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、真の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防(早期発見・早期治療)・三次予防(薬物依存からの回復と社会復帰)を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年の「薬物乱用防止5か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新5か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成20年の「第3次薬物乱用防止5か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重要視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどとられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は59.2%(2011年)と高い。

本研究では、薬物依存症とは「精神保健福祉法」第5条で定義された精神障害であるという前提に立って、わが国の二次予防・三次予防策上重要であると考えられる制度的社会資源の現状とその問題点、司法関連施設における薬物再乱用防止の具体的介入方法の開発とその実施、「薬物乱用防止新5か年戦略」「第三次薬物乱用防止5か年戦略」でも謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策を研究課題とした。

2. 結果から指摘される課題

制度的社会資源の現状として、今回の調査研究により明らかになった点は下記の通りである。①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められ、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態モデルが定まりつつあるが、自立支援制度以外の行政施策との関わりも試行されつつあり、今後ダルク利用者のニーズに応じた連携のあり方も検討されていく必要がある。②生活

保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少なかった。③薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与える可能性が強いが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。④社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理や12ステップ・プログラムの日常的実践以外に、実務上必要な援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語(言葉)・概念等に関する知識とそれを操作する技能が重要なものとして求められることが示唆された。⑤精神障害者福祉手帳(以下、「手帳」と略)取得に関しては、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには、多くのメニューが存在すると同時に、地域格差もかなりあることが確認された。⑥薬物依存症者にとっては、現状の手帳の判定基準は全国一律であるはずであるが、解釈の自治体による相違によって、手帳取得の困難性に地域差が生じている事実があると同時に、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

研究分担者らが開発した家族心理教育プログラムについて、その理解度及び有効性について、昨年度の家族会での結果と今年度の医療保健機関利用家族との比較を行った。その結果、家族会と比較して、医療保健機関利用家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示唆された。また、本プログラムの内容が、様々な状況におかれている家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の評価が得られた。本家族心理教育プログラムの行政的均てん化が、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になることが示唆された。

薬物事犯者の再犯防止には、司法機関のみならず、麻薬取締部の活動の充実が不可欠である。麻薬取締官による執行猶予付き・保護観察なしの初犯薬物事犯者に対する自習ワークブック

『SMARPP-Jr.』提供再乱用防止プログラムは、対象者の問題意識や治療意欲の深まりを伴った薬物渴望に対する対処スキルの向上に、一定の効果と実施可能性があることが判明した。

D. 結論

若年者の薬物乱用経験率は確実に減少しているが、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。また、「脱法ドラッグ」が今後の薬物乱用状況の鍵となる可能性があることが示唆された。

再乱用防止には、薬物依存症に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツール、及び、家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている再乱用防止および薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

E. 健康危険情報

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、「脱法ドラッグ」のもつ社会的危険性は早急に対応すべき危険である。

F. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田清:薬物乱用.(監修)五十嵐隆日本医師会雑誌 第141巻・特別号(1).生涯教育シリーズ82「小児・思春期診療 最新マニュアル」日本医師会.東京. S262-S263. 2012.
- 2) 嶋根卓也:医者や薬局のくすりなら大丈夫?.松本俊彦=編.中高生のためのメンタル系サバイバルガイド.日本評論社.東京. 74-79. 2012.
- 3) 松本俊彦:IV. 薬物関連精神障害の治療のプロセスと選択肢. 6. ワークブックを用いたグループ治療プログラムの実際.日本精神科救急学会.精神科救急医療ガイドライン:規制薬物関連精神障害 2011年版.へるす出版.東京. 80-86. 2012

2. 論文発表

- 1) 和田 清:薬物乱用の問題点—医学的視点から—第三回 中学生対象の全国調査からわかること. 少年写真新聞社 中学保健ニュース 第1522号付録 10-11, 2012
- 2) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田 清:心神喪失者等医療観察法における物質使用障害治療プログラムの開発と効果. 精神医学 54:921-930, 2012.
- 3) 松本俊彦:薬物依存症に対する新たな治療プログラム「SMARPP」: 司法・医療・地域における継続した支援体制の構築を目指して. 精神医学 54:1103-1110, 2012.
- 4) 松本俊彦, 成瀬暢也, 梅野 充, 青山久美, 小林桜児, 嶋根卓也, 森田展彰, 和田 清: Benzodiazepines 使用障害の臨床的特徴とその発症の契機となった精神科治療の特徴に関する研究. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 47:317-330, 2012.

3. 学会発表

- 1) 岸本桂子, 嶋根卓也:カリキュラム・教材からみた薬学教育における薬物、医薬品乱用・依存、日本社会薬学会第31年会、三重、2012. 9. 15-16
- 2) 嶋根卓也: 若手シンポジウムアルコール・薬物研究の未来に向けて—薬剤師と薬物依存—. 第47回日本アルコール・薬物医学会. 北海道. 2012. 9. 7-9.
- 3) 松本俊彦: 誰にでもできる薬物依存症治療. シンポジウム 23 薬物依存症臨床における倫理～医療の立場と司法の立場. 第108回日本精神神経学会学術総会, 札幌, 2012. 5. 25
- 4) 松本俊彦: 薬物依存の基礎から臨床、そして日常診療との関わりについて. シンポジウム 38 認知行動療法を取り入れた包括的外来治療プログラムの必要性. 第108回日本精神神経学会学術総会, 札幌, 2012. 5. 25
- 5) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田清: 司法関連施設における薬物依存離脱指導の効果に関する研究(2): 女性の薬物乱用者を対象とした介入. 平成24年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 札幌, 2012. 9. 7
- 6) 高野歩, 川上憲人, 宮本有紀, 松本俊彦: 物質使用障害患者に対する認知行動療法プログラムを実施する医療従事者の態度の変化. 平成24年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 札幌, 2012. 9. 7
- 7) 若林朝子, 小林桜児, 竹田典子, 今村扶美, 松本俊彦: 在日外国人女性薬物依存症患者に対する SMARPP-Jr. を用いた個別依存症教育プログラムの試み. 平成24年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 札幌, 2012. 9. 8
- 8) Naomi Matsuura, Hiroshi Tomita, & Masami Shoji: Teaching-Family Model in Japan - Effective treatment for juvenile delinquents who have been exposed to serious child abuse-. 35th Annual Teaching-Family Association Conference. Richmond, Virginia. November 12 (2012).
- 9) 引地和歌子, 柴田幹良, 谷藤隆信, 阿部伸幸, 福永龍繁: 東京都23区内における自殺と物質乱用の関連について. 第96次日本法医学会学術全国集会. アクトシティ浜松 (静岡県浜松市) 2012年6月.
- 10) 引地和歌子, 柴田幹良, 谷藤隆信, 阿部伸幸, 福永龍繁. 東京都23区内における自殺と物質乱用の関連について: 平成24年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術集会. 札幌コンベンションセンター (北海道札幌市) 2012年9月
- 11) 柴田幹良, 加藤幸久, 前田雅子, 谷藤隆信, 阿部伸幸, 引地和歌子, 福永龍繁: 東京都23区内における薬毒物関連自殺者の現状. 札幌コンベンションセンター. 2012年9月
- 12) 松本俊彦: 誰にでもできる薬物依存症治療. シンポジウム 23 薬物依存症臨床における倫理～医療の立場と司法の立場. 第108回日本精神神経学会学術総会, 2012. 5. 25, 札幌.
- 13) 松本俊彦: 薬物依存の基礎から臨床、そして日常診療との関わりについて. シンポジウム 38 認知行動療法を取り入れた包括的外来治療プログラムの必要性. 第108回日本精神神経学会学術総会, 2012. 5. 25, 札幌.
- 14) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田清: 司法関連施設における薬物依存離脱指導の効果に関する研究(2): 女性の薬物乱用者を対象とした介入. 平成24年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2012. 9. 7, 札幌
- 15) 高野歩, 川上憲人, 宮本有紀, 松本俊彦: 物質使用障害患者に対する認知行動療法プログラ

ムを実施する医療従事者の態度の変化. 平成 24 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2012. 9. 7, 札幌

- 16) 若林朝子, 小林桜児, 竹田典子, 今村扶美, 松本俊彦: 在日外国人女性薬物依存症患者に対する SMARPP-Jr. を用いた個別依存症教育プログラムの試み. 平成 24 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2012. 9. 8, 札幌

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

なし

分担研究報告書
(1-1)